○環境省令第十三号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月六日

環境大臣　中川　雅治

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務） **第九条**　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物の再生利用に係る特例に関すること。 五　廃棄物処理法に規定する産業廃棄物の広域的処理に係る特例に関すること。 六　廃棄物処理法に規定する無害化処理に係る特例に関すること。 七　廃棄物（廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。第十号及び第三十五号において同じ。）の輸入及び輸出に関すること。 八～二十　（略） 二十一　廃棄物処理業者の組織する中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。第十三条第三十五号において同じ。）の認可及び監督に関すること。 二十二～二十四　（略） 二十五　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。 二十六～三十五　（略） （環境対策課の所掌事務） **第十条**　（略） 2　北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九条各号（第十二号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。 （国立公園課の所掌事務） **第十二条**　国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全法第十五条第一項及び第二十三条第一項に規定する保全計画をいう。）の決定及び保全事業（同法第十六条第一項及び第二十四条第一項に規定する保全事業をいう。第十四条第一号において同じ。）の執行に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。	（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務） **第九条**　廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） （新設） 四　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する無害化処理に係る特例に関すること。 五　廃棄物（廃棄物処理法に規定する廃棄物をいう。第八号及び第三十二号において同じ。）の輸入及び輸出に関すること。 六～十八　（略） 十九　廃棄物処理業者の組織する中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。第八条第二十九号において同じ。）の認可及び監督に関すること。 二十～二十二　（略） （新設） 二十三～三十二　（略） （環境対策課の所掌事務） **第十条**　（略） 2　北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九条各号（第十号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。 （国立公園課の所掌事務） **第十二条**　国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全法第十五条第一項及び第二十三条第一項に規定する保全計画をいう。）の決定及び保全事業（同法第十六条第一項及び第二十四条第一項に規定する保全事業をいう。第九条第一号において同じ。）の執行に関すること（自然環境整備課の所掌に属するものを除く。）。